

〈補助対象者について〉

Q. 既に創業しているが、対象となるのか。

A. 創業から5年未満であれば対象となります。

Q. 既に個人事業主として5年間事業を営み、法人化した場合、対象となるのか。

A. 同一事業を行っている場合は、個人で事業を営んだ時点から通算するため、対象となりません。

Q. 既に創業（開業届提出済、法人設立登記済）しているが、新たに創業する場合は対象となるか。

A. 新たに法人を設立する場合は対象となります。（産業競争力強化法(平成25年法律第98号)に規定）ただし、既に営んでいる業種と別の業種であることが条件となります。

Q. 一般社団法人や一般財団法人の設立は対象となるか。

A. 本補助金は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項に規定する中小企業者を対象としています。

したが、一般社団法人や一般財団法人は対象外です。

他に、企業組合、協同組合、特定非営利活動法人、事業協同組合、商工組合、有限責任事業組合（LLP）、学校法人、宗教法人、医療法人、社会福祉法人、特定目的会社、農事組合法人、及び任意のグループは対象外です。

Q. 一度廃業したが、再度創業し申請することは可能か。

A. 可能です。申請時に廃業届の写しを提出していただく必要があります。

Q. 家族の事業を手伝っており、独立して同様の事業を始めようと考えているが、申請できるのか。

A. 生計を別にし、個別に事業主として所得税の申告を行う場合は申請できます。ただし、同じ事業を便宜上分けただけと見受けられる場合は申請できません。

〈補助対象経費について〉

Q. キッチンカーは対象となるのか。

A. 車両費は対象経費となっているので、キッチンカーも対象となります。

Q. 応接等で使用する椅子や机は対象となるのか。

A. 汎用性が無いと判断可能であれば対象となります。

Q. 同一事業で、本補助金と国・道その他団体の補助金を同時に利用することは可能か。

A. どちらも利用は可能ですが、対象経費から国・道その他団体からの補助金交付額を控除した額が対象経費となります。

〈補助事業について〉

Q. 既に事業の着手をしているが申請できるのか。

A. 補助対象となるのは、申請する日の前年度 4 月 1 日から申請年度 3 月 31 日までに支払いをした経費となりますので、上記期間に支払いを終えていれば(終える予定であれば)申請可能です。

Q. 町内に本社を構え、町外に店舗等を設ける際の改装費や広報費等は補助対象となるのか。

A. 町内で事業を行うことが条件となっている(要綱第 3 条第 4 項・第 5 項に記載)ため、町外で事業を行う方の申請は認められません。

Q. 補助金申請時と実際に購入する際の金額が変わってしまった場合、どうすればいいか。

A. 実績報告の際に報告していただきます。

〈その他〉

Q. 代表者が外国人で日本語がわからないため、ビジネススクールを代理受講したいが、創業支援を受けることができるのか。

A. 代表者がビジネススクールを受けていることが、創業支援の補助を受けることのできる条件となっているため、代理受講は認められません。